

第6章 中小企業と厚生行政

1 問題とその重要性

中小企業はいま近代化を強く迫られている。これはわが国経済の均衡ある発展を図るためには、中小企業の生産性の向上が喫緊の要務となつたためであるが、中小企業の従業員は所得水準においてもあるいは保健福祉の水準においても大企業と比べて大きな格差があり、その向上を図るためにも中小企業の近代化が必要である。

中小企業の問題は主として産業行政および労働行政の問題であるが、厚生行政としても結核対策の推進、健康保険制度の充実、福利厚生施設に対する年金融資など、各種の施策を通じて従業員の保健福祉の向上を図っており、また、理容業、美容業などの環境衛生関係営業についてはその運営の適正化を期している。本章ではこれらの厚生行政の現状について述べることにするが、これに先だち年少人口の減少が中小企業に与える影響について述べておきたい。

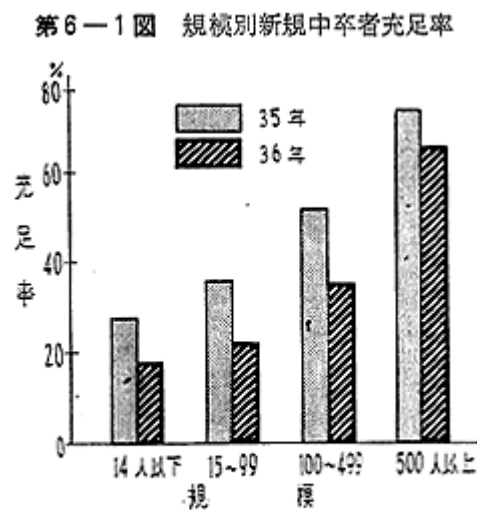
第6章 中小企業と厚生行政

1 問題とその重要性

年少人口の減少

中小企業が現在当面している問題は少なくないが、最大の問題は求人難、労働力不足である。特に新規学卒者に対する大企業、中企業の吸収力が大きいために、小零細企業における充足がきわめて困難となっており、第6-1図の示すとおり、中学卒労働力の充足率は14人以下の企業では昭和35年28.5%、36年18.8%、15人から99人の企業では35年35.4%、36年22.5%となっており、37年は29人以下18.0%、30人から99人20.8%とさらに低下している。これに加えて小零細企業の若年労働者の離職率特に任意退職率が最近目だつて上昇しつつあり、既就業者の大企業および中企業への労働移動が増加しつつある。このため企業規模別に労働者の年齢構成をみると、第6-1表のとおり、34年頃から大企業における若年齢層のウエイトが高まり、中小企業では低まり、従来若年労働力を多く吸収していた中小企業に中高年齢層がしだいに滞留する傾向にある。

第6-1図 規模別新規中卒者充足率



資料：労働省「新規学卒者の職業紹介状況および初任給調査」による。

第6-1表 企業規模別にみた年齢階級別労働者構成比

第6-1表 企業規模別にみた年齢階級別労働者構成比(製造業労働者男子)
(各年4月)

(単位:%)

	1,000人以上		10 ~90 人	
	30歳未満	30歳以上	30歳未満	30歳以上
33年	43.6	56.4	61.4	38.6
34	42.4	57.6	62.6	37.4
35	46.1	53.9	60.7	38.3
36	49.2	50.8	59.3	40.7

資料:労働者「賃金実態総合調査(36年)」、「賃金構造基本調査(33,34年)」による。

上に述べたような最近の労働力不足は、ここ数年来の経済の高度成長に基づく雇用需要の増大と、35年、36年の新規学卒者の一時的減少(35年、36年には19年から20年に生まれた者が生産年齢人口に到達したわけであるが、19年から20年は戦争が最も激しかった時であったために出生数がきわめて少なかった)という特別の事情もあるが、将来の人口の年齢構造の推移から労働力不足は昭和40年以降構造的なものになることが予想されるのである。第6-2表は将来の男女15歳以上の年齢別構成比、第6-3表はその年平均伸び率を示すものであるが、昭和40年ごろまでは22年から24年ごろまでの間の出生ブームが逐次生産年齢に繰り込んでくるから、生産年齢人口(15歳から59歳)はこれまでにない急激な増加を示す。そのため35年から40年にかけては、生産年齢人口の増加率は年率約2.4%であり、年平均増加数は127万人にのぼる。ところが昭和40年以降は、25年以降の急激な出生の減少のために15歳未満の年少人口が急激に減少し、生産年齢人口の増加は急激に縮小する。35年から40年の間に年平均127万人からふえた生産年齢人口は、40年から45年の間には84万人に減少し、さらに45年から50年にかけては49万人に減少する見込みである。さらに人口問題研究所の推計によつて35年から45年までの中学卒就職者数と高校卒就職者数の推移をみると、第6-2図のとおりであり、中学卒就職者数は39年には91万人に達するが、40年以降漸次減少し、45年には46万人に低下する。こうしてわが国の労働市場は40年を境としてそれ以前の豊富な若年労働力の供給期から、急転してその縮小期に入ることとなる。加えて進学率の上昇などはこの傾向をいつそう強めるであろう。

第6-2表 男女15歳以上年齢別構成比

第6-2表 男女15歳以上年齢別構成比

(単位:%)

	男				女			
	35年	40	45	50	35年	40	45	50
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
15 ~ 19歳	14.8	15.6	12.0	9.8	13.6	14.2	11.0	9.0
20 ~ 59	73.2	72.3	75.3	77.0	73.0	72.1	74.4	74.9
60歳以上	12.0	12.1	12.7	13.2	13.4	13.7	14.6	16.0
(千人) 15歳以上人口	31,550	35,729	38,476	40,361	33,774	37,820	40,544	42,419

資料:35年は「国勢調査」および、40~50年は人口問題研究所推計による。

第6-3表 生産年齢人口の伸び率

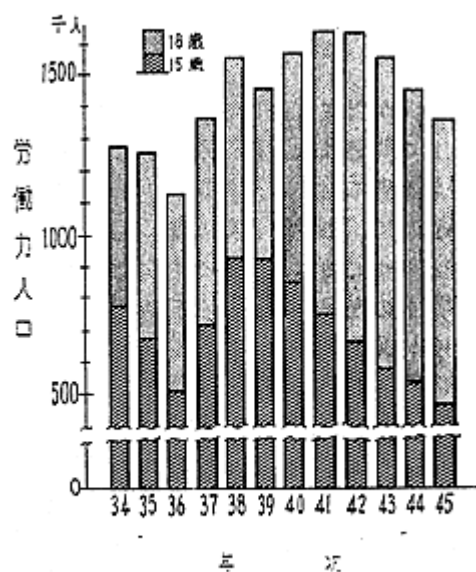
第6-3表 生産年齢人口の伸び率(平均年率)
(単位:%)

	15~19歳	20~59	60歳以上	合計
30~35年実績	1.4	1.8	2.8	1.9
35~40	3.4	2.1	2.7	2.4
40~45	△3.7	2.2	2.5	1.5
35~45 平均	△0.2	2.2	2.6	1.9
45~50	△3.5	1.2	2.4	0.9

資料:30年から35年は「国勢調査」および、35年から50年は人口問題研究所推計による。

第6-2図 新規若年労働力人口(15歳および18歳)推計

第6-2図 新規若年労働力人口(15歳および18歳)推計



資料:厚生省人口問題研究所推計による。

第6章 中小企業と厚生行政

1 問題とその重要性

中小企業に対する影響

かくて40年以降労働力不足は全体として構造的な性格を深めていくものとみなければならないが、これはわが国経済、社会に重大な影響を及ぼす。なかんづく最も深刻な影響を受けるのは中小企業特に第二次産業における小零細規模の製造業や第三次産業における卸売小売業、対個人サービス業などであろう。何故なら産業構造や就業構造の高度化に伴ない今後とも第二次産業における機械工業を中心とした製造業の労働力需要は依然として根強く、新規労働力の吸収力はいつそう強まるであろうし、同時に小零細企業から大中企業への労働力移動もいつそう活発になると考えられるからである。

第二次産業の製造業部門においても全事業所の91・4%は従業員30人未満の小零細企業であつて、従業員は約315万人(35.3%)に達している。これらの小零細企業には下請的従属的家内工業が多数存在し、資本装備率も低く、賃金も1,000人以上の大企業の50%前後という著しい格差をみせている。

また、第三次産業における卸小売業およびクリーニング業、理容業、美容業、浴場業などの対個人サービス業は、第三次産業全体の就業者の50%から60%に当たる900万人に達しており、第三次産業のなかでは最大の部門を形成しているが、従業員が4人以下の零細企業の占める数が圧倒的に大きく、卸小売業についてみれば全体の事業所数約185万のうち155万が4人以下の事業所である。従業員の従業上の地位も業主と家族従業者の占める比率が過半数を占めており、生業的性格がきわめて強い。従業者の所得や賃金も第二次産業や第三次産業の他の部門に比べて大きな開きがある。このようにして第三次産業における卸小売業や個人サービス業は、農業とともにこれまで過剰人口、過剰労働のたまり場として、製造業を中心とする第二次産業の雇用労働力の供給源としての役割を果し、わが国経済の二重構造の最底辺を形成してきたのである。

年少人口の減少によつてもたらされる若年新規労働力の増加の縮小傾向は、これらの産業へ深刻な打撃を与えるであろう。これに対処するためには労働節約的な技術革新や経営革新の導入による近代化と体質改善が必要であり、それに応じきれない企業は縮小から分解という方向をたどらざるを得ない。卸小売業については、労働力不足に加えて、系列化や大型化の進展、百貨店やスーパーマーケットの進出などの流通面での革命的变化も、現在のままのかたちでの存在を許さなくなりつつある。

生産年齢人口増加の縮小は、人口の側から、農業からの離脱を促進し、中小企業の弱体なものの分解を推進し、大企業における賃金体系や雇用制度の近代化をうながし、総体としてわが国経済が安定的発展をたどるべき基盤としての産業構造、就業構造の高度化を促進する重要な要因となりうるであろう。しかしながら、その過程において生産性の低い小零細企業の分解、失業の増加、不安定な生活の増加など社会的経済的摩擦の発生することも予想されるのであつて、企業の近代化、体質改善をすすめる一方、摩擦に対処するための社会保障の拡充など、あらゆる面で周到な用意を怠つてはならない。

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

中小企業は大企業に比べて賃金その他の労働条件も低く、労働環境も一般に良好とはいえないが、それでは従業員の疾病や健康はどのような状態にあるであろうか。中小企業の従業員には大企業に比べて依然として結核が非常に多いので、ここでは結核を中心に疾病の状況をみることにし、次に主として中小企業労働者を対象とする医療保険制度である政府管掌健康保険の概況について述べてみよう。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

結核

急速な化学療法の進歩,外科手術療法の発達などにより,結核による死亡は,最近数年間に急激に減少した。しかしながら大企業と中小企業の労働者を比べてみると,大企業労働者については早期発見,早期治療から社会復帰まで一貫してかなり手厚い措置がとられているため,大企業における結核の罹患および死亡の改善のあとは著しいが,中小企業労働者にはまだまだ結核が少なくなく,それによつて生活が脅かされるものが多いというのが現状である。またそこでは結核の無自覚という特性から,健康診断の受診率の低位や,医療を途中で放置する結果,重症結核患者の発生という事態を生じさせている。

昭和34年および35年の社会医療調査によつて,主として大企業の従業員を対象としている組合管掌健康保険と,主として中小企業の従業員を対象としている政府管掌健康保険の別に,全傷病件数のうちに占める結核の割合を比較してみると,第6-4表のとおり,両年とも入院について顕著な差がでており,組合管掌保険は34年18.0%,35年14.3%であるのに対し,政府管掌保険は34年28.3%,35年24.7%といずれも政府管掌保険の方が著しく高くなっている。

第6-4表 健康保険の全傷病件数に占める結核の割合

第6-4表 健康保険の全傷病件数に占める結核の割合 (単位:%)

	入 院		入 院 外		
	政 府 管 掌	組 合 管 掌	政 府 管 掌	組 合 管 掌	
34 年	呼吸器系の結核	28.5	18.0	3.6	2.7
	その他の結核	1.5	1.9	0.2	0.2
35	呼吸器系の結核	24.7	14.3	3.4	2.6
	その他の結核	1.3	1.2	0.2	0.2

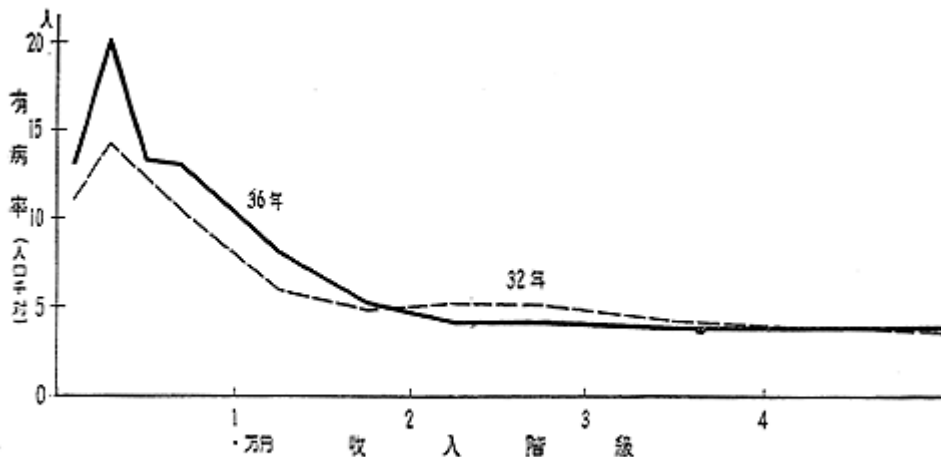
資料:厚生省統計調査部「社会医療調査報告(34,35年)」による。

さきにみたとおり最近若年労働者の大企業への集中度が高まり,中小企業では逆に中高年齢層が多くなりつつあるが,一方結核罹患率および死亡率は,さきに述べたごとく若年齢層では激減しているのに対し,高年齢層ではそれほど変化はみられず,この面でも中小企業の結核問題は,大企業に比してウエイトが大きくなっていることが考えられる。

また,最近の中小企業における賃金の上昇率は,大企業のそれを上回つてはいるが,まだ賃金そのものは大企業に比して非常に低い。所得の低い階層の結核有病率は高いことが知られており,たとえば月収2万円以上の階層と月収1万円以下の階層の有病率を比べると,第6-3図の示すとおり,32年では月収1万円以下の階層の有病率が2万円以上の階層の約3倍であつたものが,36年では約4倍になつており,低所得層に結核が累積していく傾向がみられる。

第6-3図 収入階級別結核有病率(32,36年)

第6-3図 収入階級別結核有病率(32, 36年)



資料：厚生省統計調査部「厚生行政基礎調査」による。
 (注) 農家世帯、事業経営世帯を除いている。

労働省の健康診断実施状況調べでは、労働基準法に基づく定期の健康診断の実施状況は、32年90.7%、33年91.6%、34年90.5%、35年92.6%と逐年上昇の跡をみせており、衛生管理者を要する規模の事業所(製造業などについては常時50人以上、商業サービス業などについては常時100人以上の事業所)においては、ほぼ完全に実施されているといつてよい。この定期の健康診断の結果発見された疾病の状況をみると、第6-5表の示すとおり、30年の13.8%から毎年着実に減少し、35年には8.5%、36年には6.9%と半減をみるに至っている。このうち定期健康診断の最重点の一つである結核についてみても、30年の3.1%から36年の1.7%と著しく低下し、衛生管理の向上を示している。

第6-5表 健康診断の実施状況

	受診者数	疾病総件数	疾病率
	千人	千件	
30年	5,657	741	13.8
31	5,828	731	12.6
32	6,282	749	11.9
33	6,662	699	10.5
34	6,937	689	9.9
35	7,235	614	8.5
36	7,712	530	6.9

労働省調べ

しかしながら33年結核実態調査から結核健康診断の従業状況別受診状況をみると、第6-6表の示すごとく、過去一年間に胸部エックス線検査を受けているものは、共済組合や組合管掌健康保険の適用を受ける事業所では88.8%、政府管掌健康保険の適用を受ける事業所で衛生管理者を有するものは87.5%、同じく政府管掌健康保険の適用を受ける事業所で衛生管理者を有しないものは62.7%と順次低下し、それ以外の零細事業所では半分以下の42.3%の者しか過去1年間にエックス線検査を受けていない。結核予防法においては、ある一部分の業種を除き、企業規模の大小、衛生管理者の有無にかかわらず事業所従業者の健康診断については、使用者に実施義務が課せられ、健康診断に用する費用は全額使用者負担とされているのであるが、衛生管理者のいる事業所とそうでない事業所には結核管理の状況に大きな差があることがわかる。また要医療者の自覚率、要医療自覚者の受療率、要入院自覚者の入院率などについても、第6-7表のとおり、いずれも企業規模が大きく、衛生管理者のいる事業所ほどよく、企業規模が小さく衛生管理者のいない事業所とはかなりの開きがあることがわかる。このようにわが国の労働者の結核に対する健康管理は零細企業ではまだまだ徹底していない現状である。中小零細企業に対する疾病対策、特に結核対策については今後とも重点がおかれることが必要であろう。

第6-6表 従業状況別過去1年以内の胸部エックス線検査受検率

第6-6表 従業状況別過去1年以内の胸部
エックス線検査受検率

(単位:%)

	総 数	集団検診	その他
常勤(共済組健)	88.8	83.9	4.9
常勤(衛管有政健)	87.5	81.7	5.8
常勤(衛管無政健)	62.7	52.6	10.1
常勤(その他)	42.3	30.2	12.1
自営(農林漁)	27.6	22.3	5.3
自営(その他)	33.5	23.6	9.9

資料:厚生省公衆衛生局「結核実態調査(33年)」による。

- (注) 1 「共済組健」は、共済組合および組合管掌健康保険である。
 2 「衛管有政健」は、衛生管理者を有する政府管掌健康保険である。
 3 「衛管無政健」は、衛生管理者を有しない政府管掌健康保険である。

第6-7表 従業状況別全結核要医療自覚者の受療率等

第6-7表 従業状況別全結核要医療自覚者
の受療率等

(単位:%)

	要医療者の 自覚率	要医療自 覚者の受 療率	要入院自 覚者の入 院率
常勤(共済組健)	34.1	72.7	41.9
常勤(衛管有政健)	27.5	83.3	33.3
常勤(衛管無政健)	24.0	70.8	90.9*
常勤(その他)	16.3	64.7	25.0
自営(農林漁)	18.6	72.4	21.2
自営(その他)	15.0	67.3	17.9

資料:厚生省公衆衛生局「結核実態調査(33年)」による。

- (注) *印は、少数例のため高率となっている。

36年10月には結核予防法の一部改正が行なわれ、命令入所制度の適用範囲が、特に低所得階層に重点をおいて強化拡大され、感染源患者の入院医療の促進を図ることになった。命令入所患者数の推移は、第6-8表の示すとおりであるが、この中には当然零細企業の従業員が少なくないと考えられる。また、政府管掌健康保険の保健施設として、結核患者の早期発見、早期治療を図るため、主として50人未満の被保険者を使用する事業所の被保険者を対象とし結核検診を実施するとともに、結核が治癒したと思われる被保険者に対してそれが再発しないように予防するため薬剤の投与が行なわれており、結核検診は36年度では約78万人、37年度では約70万人が実施の対象とされ、結核再発予防投薬事業は36年度では約1万5,000人、37年度では約1万2,000人が対象とされている。

第6-8表 結核予防法による命令入所患者数

第6-8表 結核予防法による命令入所患者
数

	年末現在患者数
34年	3,936
35	5,865
36	52,591

厚生省公衆衛生局調べ

結核は、一度発病すれば長期の療養を必要とするから、本人および家族にとって大きな不幸であるばかりでなく、企業にとつても大きな損失であり、生産性の向上を著しく阻害する。労働者の健康度を高めることは、企業にとつても能率をよくし、生産性を向上させるゆえんであり、中小企業の結核対策はこの意味からもいつそう推進されなければならない。中小企業従業員に対する健康診断の徹底、発見された患者に対する管理の強化、医療費の保障の充実、さらには円滑な社会復帰への方途を講ずることが必要である。

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

健康保険

健康保険は製造業その他法律で定める一定種類の事業所で常時5人以上の従業員を使用するものに適用され、健康保険組合または政府が保険者となつて保険事業を行なつている。このうち健康保険組合は被保険者がおおむね1,000人以上の事業所の従業員を被保険者とするものであるから、中小企業の従業員は大体政府管掌健康保険の被保険者となつている。政府管掌健康保険の年度別の適用状況は、第6-9表のとおりであり、現在適用事業所数は約40万、被保険者数は約1,000万人に達している。このほか被扶養者が約1,000万人いるから2,000万人以上の中小企業労働者およびその家族が政府管掌健康保険の対象になつていることになる。保険料は標準報酬月額(被保険者の実際の報酬月額を3,000円から52,000円までの25等級に区分したものの)の1,000分の63を事業主と労働者が折半して負担することとされているが、平均報酬月額は昭和37年7月現在約1万7,000円である。

第6-9表 政府管掌健康保険の適用状況

第6-9表 政府管掌健康保険の適用状況

	事業所数	被 保 険 者 数			平 均 標 準 報 酬 月 額		
		総 数	男	女	平 均	男	女
		人	人	人	円	円	円
32 年 度 末	298,178	6,631,384	4,647,882	1,983,502	13,238	15,775	7,295
33	316,922	7,037,441	4,891,949	2,145,492	13,526	16,181	7,473
34	348,410	7,961,182	5,448,772	2,512,410	14,025	16,880	7,833
35	382,782	8,902,213	6,022,366	2,879,847	15,012	18,121	8,510
36	403,145	9,546,837	6,410,554	3,136,283	16,098	19,446	9,256
37 年 7 月	429,250	10,355,656	6,880,194	3,475,462	17,230	20,825	10,115

社会保険庁調べ

保険給付の種類は第6-10表のとおりであるが、これらのうち中心は何といても療養の給付であり、被保険者については初診料などの一部負担金を除いて療養に要する費用の全額、被扶養者については1/2相当額の給付が行なわれており、給付総額に占める割合も90%近くに達している。

第6-10表 政府管掌健康保険の給付の種類、件数および金額

第6-10表 政府管掌健康保険の給付の種類、件数および金額
(36年度)

給 付 の 種 類			件 数	金 額	給付総額に 対する割合	
			千件	千円	%	
被 保 険 者 被 扶 養 者	療養の給付または療養費の支給	病院や診療所における診療、薬剤の支給、看護、移送	45,712	80,178,473	71.1	
	傷病手当金	6か月を限度として休業期間中支給(結核性疾患については1年6か月)	1,658	11,201,244	9.9	
	埋葬料 分娩費	死亡に際し支給	標準報酬月額相当額	21	421,721	0.4
		分娩に際し支給	標準報酬月額の1/2相当額(6,000円未満のときは6,000円)	75	391,121	0.4
	出産手当金	出産前42日出産後42日以内の休業期間中支給	79	720,165	0.6	
	育児手当金	分娩に際し支給	67	107,181	0.1	
	家族療養費の支給	病院や診療所における診療、薬剤の支給、看護、移送	34,037	18,535,431	16.4	
	家族埋葬料	死亡に際し支給	38	76,366	0.1	
	配偶者分娩費	配偶者の分娩に際し支給	280	662,753	0.6	
	配偶者育児手当金	配偶者の分娩に際し支給	288	452,621	0.4	
総 計			82,262	112,747,080	100.0	

社会保険庁調べ

(注) 「育児手当金」は改正前の育児手当金を含む。

政府は上に述べた保険給付のほか、保健施設として診療所など被保険者や家族の療養のための施設を設けたり、先に述べた結核検診や結核再発予防投薬事業など、健康の保持増進を図るためのさまざまな活動を行なっている。36年度および37年度の実施状況は第6-11表に示すとおりであるが、そのおもなものについて紹介しておこう。

第6-11表 政府管掌健康保険の保健施設

第6-11表 政府管掌健康保険の保健施設
(単位：1,000円)

	36年度	37
総 数	1,752,000	2,028,000
健康保険病院(診療所)および看護婦養成所の整備	1,437,252	1,734,775
健康相談車の設置	48,730	44,000
保健指導奨励	3,066	2,983
結核検診等	85,318	63,819
健康保険委員	17,426	20,799
健康保険保養所および林間 海浜保養所	150,797	150,558
陸上競技大会、水泳競技大会 および野球大会	9,411	11,066

社会保険庁調べ

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

健康保険

健康保険病院(診療所)の経営

被保険者および家族のために健康保険病院64か所,診療所8か所の設置経営が行なわれている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

健康保険

健康相談および保健指導活動

主要病院に健康相談車を配置して被保険者などの疾病の早期発見,早期診断に努め,また保健衛生の講演会などを開催して事業主や被保険者に対し保健指導奨励に関する広報活動を行なっている。

第6章 中小企業と厚生行政

2 疾病と健康

健康保険

保養所の経営,山の家,海の家を設置

被保険者や家族の病後の保養,健康の保持増進を図るため保養所を設置し,また,夏冬に山の家,海の家を開設している。保養所の数は現在78か所あり,山の家,海の家は毎年約100か所開設されている。

ところで政府管掌健康保険は,従業員5人未満の事業所については強制適用から除外されている。これについては一般の被用者と同様被用者保険の適用を望む声も強く,37年8月に行なわれた社会保障制度審議会の勧告も被用者保険の適用が必要であると述べている。しかしながら5人未満の事業所は一般に経営も不安定なものが多く,従業員の異動も多いため,これらの企業を単位として被保険者をは握し,保険料を徴収し,保険給付を行なうことは相当困難な点もあると考えられるので,今後なお慎重に検討することが必要である。

第6章 中小企業と厚生行政

3 福利厚生施設 設置状況

中小企業は大企業に比べて生産性や賃金のみならず、従業員の福利厚生の点でも大きな格差があるが、最近求人難を背景として初任給を中心として賃金の上昇が進むとともに、従業員の福利厚生に関する制度も急速に整備されつつある。従業員の福利厚生の中には、最も広く解する場合には健康保険や年金制度のような社会保険、退職金制度、あるいは社内預金や各種共済制度も含まれるが、ここでは医療施設や休養施設、体育施設、住宅などの福利厚生施設を中心に現状と最近の動きをみてみよう。

中小企業の福利厚生の実態を全国的に調査したものとしては、少し古いが労働省が昭和32年に行なった企業直営福利調査しかない。これによれば第6-12表の示すとおり、100人から499人までは93.8%、500人以上99.5%と100人以上の事業所では、大部分の事業所がなんらかの福利厚生施設をもつものに対し、30人から90人の小零細企業では78.5%と格段に低くなっている。この調査はかなり時点が古いし、30人未満の事業所が含まれていないので、東京都が34年から3か年計画で行なっている中小企業労使関係実態調査の37年度調査分によつて最近の模様をみてみると、第6-13表のとおりである。すなわち従業員300人未満の事業所のうち74.0%がなんらかの福利厚生施設をもっており、それを規模別にみると4人以下38.1%、5人から14人60.4%、15人から29人75.8%、30人から99人81.6%、100人から299人87.4%と規模のきくなるにしたがつて設置率が高くなっている。次に施設の種別別にみると設置率の最も高いのが住居施設で42.2%、次が医療施設26.5%、休養施設22.1%、体育施設12.3%の順となつている。それ以外の施設でも食堂23.6%などの設置率が高い。これらのことから住居施設なかんづく寄宿舎などに対する事業所の需要がきわめて強いことがうかがえる。

第6-12表 企業規模別福利厚生施設設置状況

第6-12表 企業規模別福利厚生施設設置状況
(単位：%)

企業規模	福利施設のあるもの
500人以上	99.5
100～499人	93.8
30～99人	78.5

資料：労働省「企業直営福利調査(32年)」による。

第6-13表 規模別・種別別福利厚生施設設置状況(東京都)

第6-13表 規模別・種類別福利厚生施設設置状況(東京都)

(単位:%)

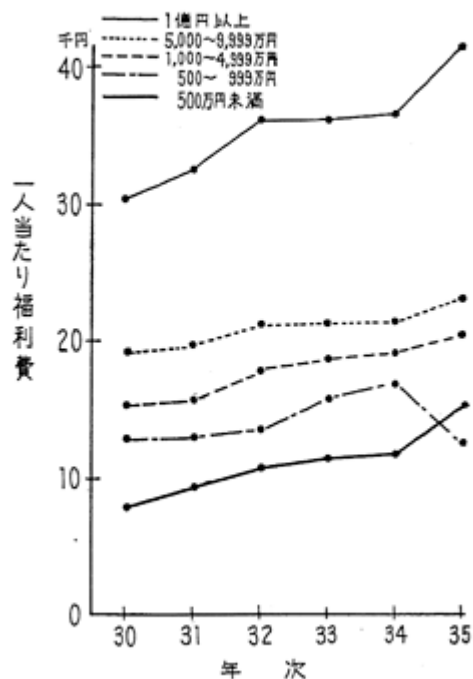
	総計	4人 以下	5~ 14人	15~ 29	30~ 99	100~ 299人
総計	74.0	38.1	60.4	75.8	81.6	87.4
医療施設	26.5	15.9	19.0	26.0	27.6	44.9
休養施設	22.1	11.1	8.1	20.1	28.7	40.1
体育施設	12.3	3.2	2.7	7.8	16.8	34.1
住居施設	42.2	17.5	29.8	42.3	48.2	58.7
社宅	8.9	3.1	3.3	3.8	11.6	28.7
寄宿舍	38.9	17.5	27.6	40.3	44.0	50.9
食堂	23.6	6.3	7.3	21.0	31.9	44.9

資料:東京都「中小企業労使関係実態調査(37年)」による。

従業員の福利厚生に関する最近の動きを費用の面からみてみると次のようになる。第6-4図は大蔵省の法人企業統計によつて資本金規模別に30年以降の従業員1人当たりの福利費の推移を示すものである。なお、ここにいう福利費とは年間に支払った法人負担の法定福利費(労働基準法,労働者災害補償保険法,健康保険法,厚生年金保険法などによるもの),福利施設負担額,厚生費,現物給与見積額,通勤交通費,退職給与引当額などである。これによればこの6年間に従業員1人当たりの福利費は上昇の傾向にあるが,特にその上昇率は資本金500万円未満の企業において著しく,30年を100とすれば35年には172に達しており,このため規模別にみた福利費の格差は相対的にはわずかながら縮小しつつある。しかしながら絶対額で見ればなお相当の格差があり,資本金1億円以上の企業における従業員1人当たりの福利費を100とすれば,資本金500万円未満の企業における従業員1人当たりの福利費は35年で32.9にすぎない状況である。

第6-4図 資本金規模別従業員1人当たり年間福利費

第6-4図 資本金規模別従業員1人当たり年間福利費



資料:大蔵省「法人企業統計」による。

次に,中小企業金融公庫の設備投資動向調査によつて企業(製造業)の36年度実績および37年度計画におけ

る設備投資額のうち福利厚生施設などを目的とするものがどのくらいを占めるかを従業員の規模別にみてみよう。第6-14表の示すとおり,36年度においては全投資額のうち「福利厚生研究施設等」を目的とした投資の占める割合は,大企業8%,中小企業7%でそれほどの差はないが,37年度計画においては大企業,中小企業いずれも9%に増加しており,特に前年度に対する増加率でみると大企業が8%増であるのに対し,中小企業では35%増と著しい上昇を示している。しかもこれは中小企業における合理化や新製品の生産など他の投資目的をしのご最高の伸びとなつている。

第6-14表 企業規模別および目的別設備投資額

第6-14表 企業規模別および目的別設備投資額

(単位:億円)

	36年度実績見込み			37年度計画			
	総数	中小企業	大企業	総数	中小企業	大企業	
総計	金額	18,732	5,477	13,255	20,628	5,645	14,983
	構成比	100	100	100	100	100	100
	前年度比	126	118	130	110	103	113
生産拡充能力	金額	8,941	2,656	6,285	9,368	2,433	6,934
	構成比	45	45	45	41	41	42
	前年度比	109	109	109	105	92	110
合理化	金額	4,660	1,574	3,085	4,860	1,688	3,172
	構成比	30	30	33	32	32	32
	前年度比	114	100	123	104	107	103
新製品の生産	金額	2,201	680	1,521	3,062	870	2,192
	構成比	9	9	10	12	12	13
	前年度比	130	126	132	139	128	144
福利厚生施設等	金額	1,558	412	1,145	1,790	556	1,234
	構成比	7	7	8	9	9	9
	前年度比	—	—	—	115	135	108
不明	金額	1,370	153	1,217	1,546	96	1,449
	構成比	6	6	2	3	3	2
	前年度比	161	144	163	113	63	119

資料: 中小企業金融公庫「設備投資動向調査」による。

(注) 1 大企業は従業員300人以上, 中小企業は10人以上300人未満の企業をいう。
2 本調査の対象は大企業1,970, 中小企業123,242, 計125,212企業である。

第6章 中小企業と厚生行政

3 福利厚生施設 年金福祉事業団

このように最近中小企業においては福利厚生施設が急速に整備されつつあるし、またこれに対する中小企業の意欲もきわめて盛んである。大企業における企業内厚生福利施設は大企業の終身雇用体制を維持する大きな柱ともなっており、今後のあり方についてはじゅうぶん検討すべき点もあるが、実質的には賃金の一部をなしている。最近における中小企業の動きは、直接には労働力不足に基づく求人難を契機とするものであるが、それは中小企業における労働条件の改善と労使関係の安定にも寄与するところが大きく、ひいては労働の生産性を大いに高め、中小企業の近代化を進めるのに役だつと考えられる。しかしながら中小企業にあつては単独に自己資金をこのような福利厚生施設にふり向ける余裕はきわめて乏しく、かといつて一般金融機関の融資ベースにもなかなかのりにくい。

そのため現在中小企業の福利厚生施設の設置に対する公的な資金的援助の道として年金福祉事業団および地方債による厚生年金保険の還元融資をはじめ、雇用促進事業団による融資、産労住宅に対する住宅金融公庫による融資、中小企業振興資金等助成法に基づく共同施設に対する融資などの道が開かれているが、ここでは年金福祉事業団および地方債による厚生年金保険などの還元融資を中心にその状況をみてみよう。

年金福祉事業団は、厚生年金保険、船員保険および国民年金の還元融資の一部をもつてこれらの制度の被保険者や受給権者の福祉の増進に必要な施設の設置または整備を促進するために昭和36年に設立されたものであるが、これによつて従来 of 事業主向け還元融資が地方債の転貸方式をとつたことからどうしても資金回収の確実性に重点がおかれるなどの事情により貸付先が大企業にかたよりがちであつたのが、中小企業事業主にも融資の道が広く開かれ、対象施設の範囲も拡大された。

年金福祉事業団の融資の対象となる福祉施設の範囲は、療養施設(病院、診療所など)、休養施設(保養所など)、体育施設(体育館、運動場など)、教養文化施設(集会所、図書館など)、給食施設、老人、身体障害者、母子または児童のための福祉施設などとされているが、37年度からは住宅(社宅、寄宿舍など)が新たに加えられた。また実際に貸付けを受けるべき相手方は、厚生年金保険の事業主、中小企業協同組合、商工会、商工組合、健康保険組合、国民健康保険組合、消費生活協同組合、日赤、社会福祉法人などである。事業団の36年度における貸付決定状況は第6-15表のとおりであるが、その資金わく45億円に対し、貸付けの申込は262件、164億円と約3倍にも及んだ。特に給食施設に対する融資の申請が当初の予想をはるかにこえ、50件約10億円にも達した。貸付先を従業員300人以上の大企業関係と300人未満の中小企業関係およびその他に分けて比較してみると、45億円のうち中小企業関係に約9億円の貸付けが行なわれており、従来の転貸方式に比して中小企業関係の融資にかなりの重点がおかれていることがわかる。

第6-15表 年金福祉事業団貸付決定状況

第6-15表 年金福祉事業団貸付決定状況
(36年度)

施設		件数	貸付決定金額	貸付先	件数	貸付決定金額
療養施設	病院	41	千円 2,113,500	大企業	12	千円 572,200
	診療所	2	25,200	中小企業	3	143,000
	小計	43	2,138,700	その他計	28	1,423,500
厚生福祉施設	小計	43	2,138,700	小計	43	2,138,700
	休養施設	19	477,400	大企業	48	937,300
	体育施設	12	222,600	中小企業	50	779,500
	教養文化施設	54	1,173,000	その他	22	644,500
	給食施設	35	488,300	小計	120	2,361,300
社会福祉施設	—	—				
小計	120	2,361,300				
総計	163	4,500,000	大企業 中小企業 その他 合計	60 53 50 163	1,509,500 922,500 2,068,000 4,500,000	

厚生省年金局調べ

- (注) 1. 「大企業」とは、300人以上の被保険者を使用する事業主をいう。
 2. 「中小企業」とは、300人未満の被保険者を使用する事業主および事業協同組合、商工組合、消費生活協同組合などをいう。
 3. 「その他」とは、日本赤十字社、済生会、国保連、社会事業協会、商工会議所、社会福祉法人、国民休暇村などをいう。

37年度における事業団の資金わくは第6-16表のとおり、住宅資金70億円を含む155億円であるが、現在までの貸付申込金額は総額で約490億円に達している。このうち特に住宅に対する申込金額が最も多く約300億円となっている。

第6-16表 年金福祉事業団貸付申込状況

第6-16表 年金福祉事業団貸付申込状況
(37年度)

	資金わく	借入申込み	
		件数	金額
	千円		千円
総数	15,500,000	2,235	48,971,800
住宅	7,000,000	1,520	29,959,600
療養施設	3,600,000	85	5,155,900
厚生福祉施設	4,900,000	630	13,856,300

厚生省年金局調べ

第6章 中小企業と厚生行政

3 福利厚生施設

地方債による住宅融資

厚生年金保険などの還元融資は、年金福祉事業団を通じて行なわれるほか、地方債形式によつても行なわれており、住宅、病院、厚生福祉施設などの建設にあてられている。このうち住宅分地方債は、昭和36年度までは事業主が地方債の転貸を受けて住宅を建設するかまたは地方公共団体が建設した住宅を事業主が賃貸を受けるかたちで、大企業または中小企業に従事する被保険者のための住宅にあてられており、特に地方公共団体が建設した住宅の賃貸を受ける事業主は中小企業の事業主に限られている。36年における住宅向けの地方債は約61億円(転貸分約46億円、賃貸分約15億円)であり、このうち大企業に33億円、中小企業、消費生活協同組合、被保険者団体などに28億円が貸し付けられた。37年度から事業主が地方債の転貸を受けて住宅を建設する分は、年金福祉事業団を通じて融資されることになり、地方債には地方公共団体が住宅を建設して中小企業事業主などが賃貸を受ける分28億円が特別地方債として計上されている。

このように厚生年金などの還元融資は、年金福祉事業団または地方債を通じて中小企業の福利厚生施設の整備について重要な役割を果たしているが、企業側のおう盛な資金需要には応じきれない状況であつて、いつそう融資わくの大幅な拡大が望まれるのであるが、それと同時に中小企業特に従業員の少ない小零細事業においては施設を単独で設置する資金的な余裕がないばかりでなく、施設の利用度において無駄な面が少なくないので、施設の共同化を推進することが必要である。現に最近では共同施設の設置がきわめて盛んになりつつあり、第6-17表は労働省の調査した業種別種類別共同施設の設置状況であるが、特に共同給食施設の数が多いのが目だつている。このような傾向は協同組合などによる中小企業の組織化や中小企業の工場集団化いわゆる中小企業団地の造成が進むとともにますます強くなるであろうし、国および地方公共団体はこれに対して積極的な指導助成が望まれる。

第6-17表 業種・種類別共同施設設置数

第6-17表 業種・種類別共同施設設置数

	総数	総合福祉センター	共同宿舎	共同給食	会館	娯楽体育その他施設
総数	134	3	25	78	18	10
製造業	67	1	6	48	8	4
商業	35	1	12	10	7	5
サービス業	2		2			
建設業	1		1			
運輸業	2			2		
商工会議所	3		1		1	1
その他	24	1	3	18	2	

労働省調べ

また、わが国において大企業を中心に企業内の厚生福利施設が発達してきたのは、国や地方公共団体による公共の厚生福利施設の整備がはなはだしく遅れているからである。賃金給与に対する福利厚生費の割合をみても、諸外国においては一般に健康保険や年金保険などの法定福利費の割合がきわめて高く、それ以外の福利費の割合は微々たるものであるのに対し、わが国においては反対に法定福利費の割合が低く、その他の福利費の割合が相対的に高くなつている(第6-18表参照)。もちろん厚生福利施設の中にはたとえば共同給食施設や診療施設のように企業内の施設として必要不可欠のものも少なくないが、住宅特に一般住宅や

保養所,体育施設などとなると必ずしもそうとはいきれない。むしろ特定の企業の従業員のものとしてではなく,公共施設として整備すべき性格が強い。中小企業の厚生福利施設の整備にあつても,こうした施設の性格をじゅうぶん考慮し,公共施設として整備すべきものは,国および地方公共団体が積極的に推進する必要がある。以上述べたもののほか,中小零細企業の従業員には女子が少ないので,母親のための託児施設として保育所の整備もいつそう図られなければならない。

第6-18表 製造業における賃金に対する福利厚生費の比率

第6-18表 製造業における賃金に対する福利厚生費の比率

(単位:%)

	賃 金	福利厚生費 費 計	法定社会 保 障 費	任意的社 会 保 障 費	直 接 付 給 金	補 助 金	現 給 物 与
フ ラ ン ス	100.0	30.8	26.3	0.5	0.5	0.5	1.4
西 ド イ ツ	100.0	21.1	11.9	5.4	1.5	1.5	0.4
イ タ リ ア	100.0	42.4	36.2	0.1	2.8	2.8	1.9
イ ギ リ ス	100.0	4.7	2.8	0.8	0.2	0.2	0.1
日 本	100.0	11.8	6.1	—	5.7		

資料: 欧州はILO「Industry and Labour, 15 Dec 1957 (1955年賃金労働者, 単純平均)」, 日本は労働省「企業直営福利施設調査報告(32年12月)」による。

第6章 中小企業と厚生行政

4 環境衛生関係営業

事業所数および従業員数

環境衛生関係営業とは、環境衛生および食品衛生関係の取締法規による規制のもとにおかれている営業のうち「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律」の適用を受けるものをいい、サービス業の8業種と卸売、小売業(主として飲食店関係)の9業種計17業種である。これらの業種に属する事業所数および従業員数は、およそ第6-19表(第6-22表参照)および第6-20表の示すとおりであつて、それぞれ約90万、200万人と推定されている。昭和35年事業所統計調査によれば、同年6月1日現在における全産業(農林業を除く)の事業所数は約360万、従業員数は2,600万人で、環境衛生関係営業の全産業のうちに占める割合は事業所数で約1/4、従業者数で約1/10に当たつている。事業所数を従業員の規模別にみると、同じく第6-19表の示すとおり大部分が従業員10人未満の小零細事業であり、特に5人未満の零細企業が大体70%から80%を占めていることがわかる。また従業員を従業上の地位別に分類すると、映画館や劇場などを除いては個人業主および家族従業者の占める割合が非常に高く、食肉小売業や理容・美容業では50%をこえている。また企業の法人組織化の現状をみると、第6-21表のとおり、理容業、飲食店、クリーニング業、旅館などの80%以上が個人経営であることがわかる。このようなところから環境衛生関係営業は中小企業の中でも最も前近代的な企業であることがうかがえるのである。

第6-19表 環境衛生関係営業の事業所数および規模別構成比

第6-19表 環境衛生関係営業の事業所数および規模別構成比

	事業所数	構成比(総数=100)			
		1~4人	5~9	10~29	30人以上
全産業	3,561,743	76.6	13.0	7.4	2.8
飲食店	229,962	77.4	16.8	5.0	0.8
食肉小売業	23,347	81.7	15.5	2.7	0.1
旅館	53,156	70.8	19.8	7.7	1.6
洗たく業	31,676	71.8	21.5	5.9	0.8
理容・美容業	134,967	88.1	10.8	1.1	0.0
浴場業	17,791	67.8	29.6	2.4	0.2
映画館	7,706	27.4	29.3	41.0	2.4
劇場等	362	52.2	21.6	16.6	9.7

資料：総理府統計局「事業所統計調査(35年)」による。

第6-20表 従業上の地位別環境衛生関係営業の従業員数と従業上の地位別構成比

第6-20表 従業上の地位別環境衛生関係営業の
従業員数と従業上の地位別構成比

	従業員数 千人	構成比(総数=100)		
		個人業主	家族従業員	雇用者
全産業	23,150	12.1	8.4	79.6
飲食店	934	22.5	15.8	61.6
食肉小売業	77	24.7	26.0	48.0
旅館	280	16.1	15.0	68.6
洗たく業	140	19.3	17.1	63.6
理容・美容	365	35.6	18.6	45.8
浴場業	75	18.7	25.3	56.3
映画館	75	5.1	3.8	89.8
劇場等	6	3.3	3.3	91.6

資料：総理府統計局「事業所統計調査(35年)」による。

第6-21表 環境衛生関係営業の法人個人経営別構成比

第6-21表 環境衛生関係営業の法人個人経営別構成比

(単位：%)

	個人	法人
全産業	78.6	20.9
飲食店	91.8	6.2
食肉小売業	84.0	15.9
旅館	85.1	14.9
洗たく業	87.1	12.5
理容・美容業	97.2	2.8
浴場業	76.9	22.0
映画館	52.4	46.8
劇場等	65.5	32.0

資料：総理府統計局「事業所統計調査(35年)」による。

環境衛生関係営業の全体を通じての特徴の一つとしてよく施設の相対的過剰傾向ということがあげられ、しばしば過当競争が問題となる。そこで30年から36年までの人口10万当たりの営業施設数の推移を調べてみると、第6-22表のとおりである。これによつてわかるとおり各業種を通じて30年から36年の営業施設数の増加率は同期間中における総人口の増加率をかなり上回っている。もちろんこれらの営業施設のうちにはクリーニング業のように増大する需要にある程度対応して増加したものもあろうが、理容業、公衆浴場業のように近年利用者が停滞ないし減退しつつある業種についてもこの傾向がみられることは問題とするに足りよう。ちなみに総理府の家計調査によつて1世帯当たりの年間の公衆浴場の入浴回数、理髪回数、映画観覧料支出額の推移を調べてみると第6-23表のとおりである。すなわち家計面にあらわれた公衆浴場の入浴回数、理髪回数および映画の観覧料支出額は、ここ数年来減少の一途をたどりつつある。もちろん一口に需要の停滞といつても映画館の場合と理容業の場合とは性質をまったく異にするものであるが、いずれにせよこういつた傾向にもかかわらず営業施設数が増加しつつあることは問題だといわなければならない。さらに営業施設数の増加だけではなく、最近の設備近代化、経営規模の拡大傾向等によつて、これらの営業のサービスの供給能力が増大しつつあることをも考慮に入れるならば、現実における営業施設の過剰傾向はさらに顕著なものがあるとみるべきであろう。

第6-22表 環境衛生関係施設数

第6-22表 環境衛生関係施設数
(人口10万対)

	30年	33	36	36/30	36年末 実数
理容所	97	106	113	117	106,877
美容所	52	64	73	140	68,649
映画館・劇場	7	9	9	128	8,904
ホテル・旅館	65	67	67	103	63,242
簡易宿所		5	8	—	7,159
下宿	4	3	2	60	2,271
公衆浴場	22	23	24	113	23,074
クリーニング所	26	34	41	157	38,376
飲食店	358	433	468	130	441,247
氷雪販売店	9	12	12	133	11,084
食肉販売店	32	38	43	134	40,480
喫茶店	84	96	86	103	81,611

資料：「厚生省報告例」による。

(注) 同一業種における第6-19表の事業所数と本表の営業施設数(36年実数)とがかなり異なるのは、「事業所統計調査」では露店、屋台などの施設、劇場映画館、駅などのなかの売店、営業休止中の施設などを事業所として計上していないのに対し、「厚生省報告例」ではこれらの施設をも営業施設のうちを含めているなどの理由によるものである。

第6-23表 公衆浴場の入浴回数、理髪回数および映画観覧料支出額の推移

第6-23表 公衆浴場の入浴回数、理髪回数
および映画観覧料支出額の推移
(全都市1世帯当たり年間)

	公衆浴場の 入浴回数	理髪回数	映画観覧 料支出額
	回	回	円
31年	222.30 (100.0)	11.74 (100.0)	1,524 (100.0)
33	215.53 (96.9)	11.80 (100.5)	1,673 (107.8)
35	209.45 (94.5)	11.67 (99.4)	1,329 (87.2)
36	205.57 (92.5)	10.98 (93.5)	1,064 (69.8)

資料：総理府統計局「家計調査」による。

第6章 中小企業と厚生行政

4 環境衛生関係営業

従業員の賃金

最近の労働力不足は環境衛生関係営業にも深刻な影響を及ぼしており、業界の目下の最大の悩みは従業員対策であるといわれている。理容業を例にとつてみると、全国の理容学校の最近の定員充足率は60%程度にすぎないといわれている。これは何といても現在の若年労働力需要の旺盛な場合、環境衛生関係営業にこれをひきつけるだけの賃金その他の労働条件が確立されていないからである。たとえば第6-24表は総理府事業所統計調査による環境衛生関係営業の昭和29年、32年および35年の平均賃金額を示したものであるが、労働省の毎月勤労統計調査によつて35年における全産業の常用労働者の定期給与をみると、規模30人以上では1万9,616円であり、5人から29人でも1万3,357円となつている。調査が異なるので厳密には比較できないが、環境衛生関係営業の平均賃金額はかなり低く、そのうえ労働時間も著しく長いといつた点を考慮すれば、環境衛生関係営業における良質な労働力の獲得は他の産業部門以上に困難であることは想像にかたくない。このような事情を反映して最近環境衛生関係営業の労働者の賃金は顕著な上昇をみせている。第6-25表は33年10月から37年3月までの東京都における理容師の賃金の推移を示すものであるが、この3年6か月の間に経験年数によつて異なるが、54%から87%も上昇している。また37年5月に設定をみた東京都理容環境衛生同業組合の最低賃金は、日額400円という従来の他業種の協定にはみられない高額なものとなつている。

第6-24表 環境衛生関係営業の従業員の平均賃金額

第6-24表 環境衛生関係営業の従業員の平均賃金額

(単位：円)

	29年	32	35
サービス業	9,100	10,700	12,200
旅館	7,900	8,900	10,600
洗たく業	9,000	9,400	11,000
理髪・理容業	7,100	6,700	7,800
浴場業	8,100	8,600	10,200
映画館	8,400	8,900	9,800
劇場および興行場	12,700	14,900	16,400

資料：総理府統計局「事業所統計調査」による。

第6-25表 経験年数別理容師賃金

第6—25表 経験年数別理容師賃金(東京都)
(単位:円)

	1年	3年	5年	7年	10年
33年10月	6,553	9,758	9,681	10,835	12,004
37. 3.	10,607	15,071	18,107	19,643	20,071
37年/33年	161.8	154.4	187.0	184.4	167.2

資料:33年10月は厚生省環境衛生局「全国環境衛生施設実態調査」および37年3月は東京都理容環境衛生同業組合調べによる。

第6章 中小企業と厚生行政

4 環境衛生関係営業料金

昭和36年から37年における各種サービス料金の上昇傾向はかなり顕著なものであつたが、なかでも理容料、美容料、クリーニング料などの環境衛生関係営業料金の上昇は著しいものがあつた。第6-26表および第6-5図は全都市及び東京都における環境衛生関係営業料金の推移を示すものであるが、軒並にきわめて高い上昇を示しており、生鮮食料品、公共料金の上昇とともに消費者物価上昇の一要因となつた。

第6-26表 個人サービス料金の対前年増減率

第6-26表 個人サービス料金の対前年増減率(全都市)

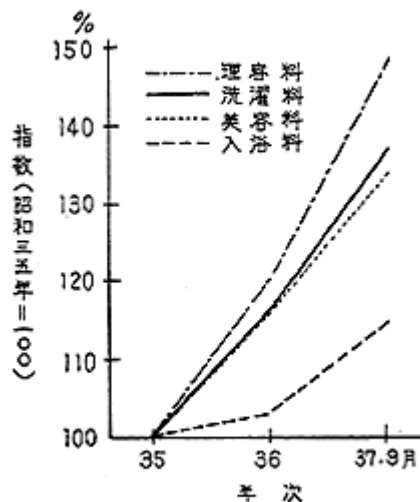
(単位:%)

	30~34年 (年率)	35年	36年
入浴料	1.4	1.5	4.7
理髪料	1.3	3.2	17.2
パーマメント代	0.6	0.8	10.3
洗たく代	41.1	1.0	13.9

資料: 総理府統計局「小売物価統計調査」による。

第6-5図 東京都における環境衛生関係営業料金

第6-5図 東京都における環境衛生関係営業料金



資料: 東京都商工会議所「サービス料金動向」による。

これらの料金上昇の原因としては、最近の労働力不足などに起因する労務費の高騰さらには業主所得の増加などがあげられ、従来この種のサービス料金がきわめて低くおさえられてきたことなどともあわせ、これらの料金の上昇はやむをえないものといえるが、それが家計に与えた影響も少なくないと考えられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第6章 中小企業と厚生行政

4 環境衛生関係営業

環営法

環境衛生関係営業の適正化に関する法律は、理容業、美容業、クリーニング業、飲食店営業などの衛生状態を良好に保つことが国民の保健衛生上重要な問題であることにかんがみ、これらの営業の過当競争を防止し、適正な衛生措置の遵守を図るために環境衛生同業組合および同連合会の結成などの組織化をすすめるとともに、これらの営業が過度競争の結果、経営に無理を生じ、適正な衛生措置を遵守できないという事態が生じた場合には、業者間の料金協定などを認めて経営の安定を図ることを目的として昭和32年に制定されたものである。まず同業組合および同連合会の結成状況からみると、この法律の適用を受ける17業種のうち現在同業組合がまったく設立されていないのは下宿営業だけで、その他の業種については程度の差はあれそれぞれ同業組合が設立されており、特に、理容、美容、クリーニング、浴場、旅館、興行場のサービス関係の6業種ではほとんど全都道府県にわたって同業組合が設立され、またその全国の中央会である同連合会もいち早く設立されている。このほか、すし、めん類、一般飲食、氷雪販売、食肉販売、食鳥肉販売の6業種についても全国的にかなり組織化の進展がみられ、すでに連合会の設立にこぎつけている。これらの同業組合は、当初不況事態克服のための調整事業の実施に重点をおくこととされ、そのため非出資組合として発足したのであるが、36年11月の法律改正によつて従来の非出資組合の制度とならんで新たに出資組合の制度がスタートし、これによつて組合員の拠出金を基礎として、共同施設の設置経営、融資のあつせん、資金の貸付けなどの広範な事業活動を行なうことができるようにされた。

次に適正化規程による営業者の事業活動の調整は、組合員の料金または営業方法に一定の制限を加えるため、同業組合が都道府県知事または厚生大臣の認可を得て行なうものであり、この適正化規程は同業組合連合会が厚生大臣の認可を得て設定する適正化基準を基準として作られることとされている。現在までに適正化基準が設定された業種は、理容業、美容業、クリーニング業、興行場営業、氷雪販売業、食肉販売業の6業種である。これに基づいて理容業では29組合、美容業においては20組合、クリーニング業では27組合、興行場営業においては8組合において適正化規程が設定され、料金の規制や営業方法の制限が行なわれている。なお、適正化規程は組合員にしか効力が及ばない。そこで組合員以外の者の事業活動が当該営業の健全な経営を阻害しており、かつ、このような事態を放置しては、適正な衛生措置の確保または当該営業の経営の維持に支障を生ずると認められる場合には、都道府県知事は員外者の事業活動の改善について勧告をし、または厚生大臣は料金または営業方法の制限に関する命令を発することができることとされている。

第6章 中小企業と厚生行政

4 環境衛生関係営業

今後の課題

環境衛生関係営業の現状と環営法の実施状況は以上述べたとおりであるが、ひとくちにいつて環境衛生関係営業は依然として前近代的な面が少なくない。またわが国においては、この種のサービス業は、停滞的な過剰人口の存在を前提として成立してきた。したがって企業規模がきわめて零細で、業主および家族労働への依存度が高いばかりでなく、資本構成もきわめて低く、賃金水準も極端に低位におかれた。かつまた大体において経営者も従業員も近代的な経営意識に欠けるところが見受けられる。したがって料金の計算も厳密な原価計算に基いた合理的な方法で決定されていたとは決していえなかつた。また環境衛生関係営業に対する施策は、従来はどちらかといえば環営法に基づくカルテル行為による過当競争の排除に主眼をおいて進められ、その過当競争の要因である企業の前近代性の是正のための積極的な施策があまりとられなかつたうらみがあり、このため環営法は結果的には零細経営を現状においてそのまま維持再生産することに役だつていた面が決してないとはいえない。

しかしながら、今後引き続き予想される労働力不足は環境衛生関係営業については特にきびしいものがあるろうし、他方料金の安定を図りつつ業主および従業員の所得の増大を図らなければならない。このようなことは好むと好まざるとを問わず環境衛生関係営業の体質改善と合理化を要求するであろう。環営法も37年8月営業の健全な経営が阻害されると認められる場合には、適正な衛生措置の阻害のおそれがない場合にも勧告または規制命令を発することができることと改正されたことによつて、経済立法としての性格をももつに至つたといつてよい。今後厚生省としては組織化対策、設備近代化対策、経営指導対策、金融対策(第6-27表参照)、従業員の福利厚生対策など環境衛生関係営業の企業対策を積極的に進める必要がある。この場合、一般の中小企業と違い対人サービス業であること、国民の消費生活、日常生活ときわめて密接な関係にあることなどの環境衛生関係営業の特性にじゆうぶん見合つた対策が推進されなければならない。さらにひとくちに環境衛生関係営業といつても種々雑多であり、機械化になじむものとなじまないものがあり、また今後の消費構造の変化などに伴つて需要の停滞ないし減少の見込まれるものと、反対に需要の増大が期待されるものがあるなどそれぞれ固有の問題をかかえている。したがって環境衛生関係営業の体質改善も業種別にきめの細かい対策がとられなければならない。

第6-27表 環境衛生関係営業に対する政府関係中小企業金融機関の融資状況

第6—27表 環境衛生関係営業に対する政府関係中小企業金融機関の融資状況
(36年度)

	商工組合中央金庫		中小企業金融公庫		国民金融公庫		
	貸付件数	貸付残高	貸付件数	貸付残高	年度間 貸付件数	年度間 貸付金額	
全 産 業	54,703	219,629	90,238	182,427	430,874	123,886	
環 境 衛 生 関 係 業 業	旅 館 業	1,367	6,180	2,076	3,191	6,119	1,644
	理 容、美 容 業	284	1,065	322	166	11,445	1,694
	浴 場 業	481	812	930	833	1,685	547
	映 画、興 行 業	92	214	170	193	—	—
	ク リ ー ニ ン グ 業	262	364	—	—	5,955	1,374

資料：商工組合中央金庫は同金庫審査部調べ、

中小企業金融公庫は同公庫月報および国民金融公庫は同公庫調査月報による。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare